

第4次

伊賀市男女共同参画基本計画

多様な主体が活躍できる

伊賀市の男女共同参画社会の実現をめざして



2021(令和3)年3月
伊賀市



はじめに

多様な主体が活躍できる伊賀市の男女共同参画社会の実現をめざして

「女子差別撤廃条約」批准、「男女雇用機会均等法」の施行から約35年の時が流れ、2018(平成30)年には、女性が立候補しやすい環境整備のために「政治分野における男女共同参画に関する法律」の施行、2019(令和元)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、女性労働者に対する活躍の推進に関する取り組みを実施することが盛り込まれました。また、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍がさらに求められる状況の中、2020(令和2)年に国の「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

伊賀市では、2016(平成28)年3月に策定した「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」に基づき男女共同参画の推進を続けてきましたが、策定から5年が経過し、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、女性の働き方についての社会の意識が変化してきました。

そこで、2019(令和元)年実施の「伊賀市男女共同参画に関する意識調査」の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、総合的、計画的に取り組むための「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第4次計画は、国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」ことを掲げた、「持続可能な開発目標(SDGs)、特にゴール5の「ジェンダー平等の実現」の考えを取り入れ、取り組みを展開します。また、重点項目として「社会活動・地域活動における男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進」、そして新たな項目として、性別、年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などの多様性を認め合い、誰もが参画・活躍できる「ダイバーシティ社会の実現に向けた取り組みの推進」を加えた内容となっています。

そして、その施策や事業推進のためには、市民協働で取り組むことが重要です。市民・事業者・行政等が個々の特性を生かしながら、対等な立場で共に手を携え、知恵を出し合い、協力することで課題解決の相乗効果を生み出します。この計画に明記した「行政の役割」「市民・事業者等の役割」を、皆様とともに着実に推進していきたいと思っておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画策定にあたり度重なる審議を経て答申いただきました「伊賀市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、ご意見をお寄せいただいた「伊賀市男女共同参画ネットワーク会議」、パブリックコメントや意識調査にご協力いただいた市民の皆様に、心からお礼申し上げます。

2021(令和3)年3月

伊賀市長 岡本 栄

目 次

第 1 章	計画策定の趣旨と背景	
1	計画策定の趣旨	4
2	男女を取り巻く社会の変化	6
(1)	少子高齢化の進展	6
(2)	世帯状況の変化	7
(3)	社会経済環境の変化	8
(4)	女性の社会参画の状況	9
第 2 章	計画の基本的な考え方	
1	計画の基本理念	12
(1)	基本となる考え方	12
(2)	基本理念	12
2	計画の位置づけ	13
3	計画の目標と体系	14
(1)	基本目標	14
(2)	重点項目	16
(3)	計画の体系	22
4	計画の期間	24
第 3 章	計画の内容	
基本目標 I	あらゆる分野における男女共同参画の推進	26
基本目標 II	共同参画に関する意識の普及と教育推進	41
基本目標 III	ワーク・ライフ・バランス(WLB)の実現	63
第 4 章	計画の推進にあたって	
推進体制		72
参考資料		
1	第 4 次男女共同参画基本計画・SDGs	74
2	策定経過	78
3	伊賀市男女共同参画推進条例	79
4	伊賀市男女共同参画審議会委員名簿	82
5	伊賀市男女共同参画都市宣言	83
6	男女共同参画社会基本法	84
7	男女共同参画に関する国内外のあゆみ	88
8	用語説明	92